

滞在施設の旅館業法の適用除外（特区民泊）

● (根拠法令 国家戦略特別区域法 第13条)

東京圏 初認定：平成27年10月20日
関西圏 初認定：平成27年12月15日
福岡市・北九州市
初認定：平成28年10月4日
新潟市 初認定：平成29年5月22日
吉備中央町
初認定：令和5年10月20日

規制改革の内容

特例措置前

宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用
旅館業法の適用による主な義務

- ・フロントの設置
- ・都道府県知事等の許可 など

特例措置

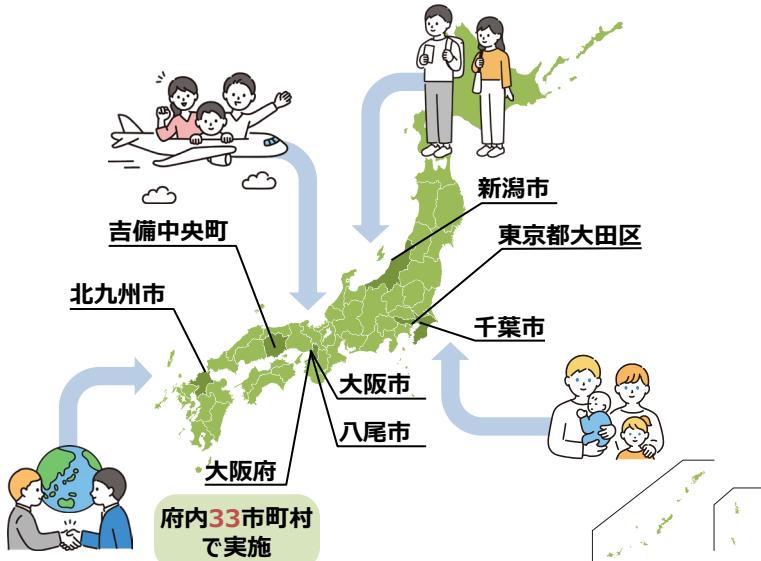
都道府県知事等の認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外

効果

国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設を提供

規制改革の概要

一定の条件※を満たす施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間以上、旅客に使用させる制度



※施設の各居室の床面積が25m²以上であることや適切な住民トラブル防止措置（周辺地域の住民への事前説明、利用者への注意事項説明、苦情・問合せ対応）等

● 特区民泊と民泊新法（住宅宿泊事業法）との主な違い

	特区民泊（国家戦略特別区域法）	民泊新法（住宅宿泊事業法）
対象地域	国家戦略特区指定地域 ※区域計画に指定されたエリアに限る	全国
宿泊日数上限	なし	180日以内
宿泊日数下限	3日（2泊3日）～10日までの範囲内において条例で定める期間以上	なし
事業手続	都道府県知事又は保健所設置市等の長の認定	都道府県知事又は保健所設置市等の長に届出